

☆☆☆ 以下目次の各項目を押していただくと、該当のページに飛びます ☆☆☆

<目次>

生徒証明書注意.....	1
本校の校訓と教育目標.....	2
校歌.....	2
週間課程表.....	3
私たちの学校.....	3
田光中学生会規約.....	4
田光中学生心得.....	7
田光中学校生徒標準服.....	9
図書館規則.....	11
施設・備品.....	11
部 活 動.....	12
願い届け書.....	12
警報・避難指示等発表時および「南海トラフ地震臨時情報」における対応について.....	13
防災ミニハンドブック.....	14
電話相談窓口.....	

<身分証明書注意>

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは直ちに発行者に届け出なければならない。

<本校の校訓>

始める 続ける 成し遂げる

<本校の教育目標>

豊かな心と自ら学ぶ意欲を持ち、

社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間の育成をめざす。

- (1) 基礎的・基本的な学習内容の習熟を図る。
- (2) 基本的生活習慣や思いやりの心を大切にする温かい人間関係を育成する。
- (3) 進んで運動に親しみ、体力の向上を図るとともに、健康で安全な生活を営む態度を育成する。
- (4) 自ら学ぶ意欲を持ち、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成する。

田光中学校校歌

山崎 敏夫 作詞

田村 範一 作曲

1. みんなの 空行く雲よ
常になが 希望彩なす
しあわせの 生命もとめて
おこたらず 智恵をみがかん
田光 田光 田光中学校
2. 窓に聞く 機械のひびき
産業の 栄ゆるちまた
胸をはり 歌声高く
すこやかに 力きたえん
田光 田光 田光中学校
3. 国道に かがやく光
われらああ ゆくては遠し
あこがれの 国を夢みて
清らかに 心そだてん
田光 田光 田光中学校

田光中学校校歌

作詞 山崎 敏夫

作曲 田村 範一

はつらつと(♩=104-112)

みんなの 空行く雲よ
常になが 希望彩なす
しあわせの 生命もとめて
おこたらず 智恵をみがかん
田光 田光 田光中学校

窓に聞く 機械のひびき
産業の 栄ゆるちまた
胸をはり 歌声高く
すこやかに 力きたえん
田光 田光 田光中学校

国道に かがやく光
われらああ ゆくては遠し
あこがれの 国を夢みて
清らかに 心そだてん
田光 田光 田光中学校

こう た こう た こう ちゅうがっ こう

<週間課程表>

A帯		月	火	水	木	金	B帯
8:25	(予鈴)						8:25
8:30		朝学習・読書タイム等					8:30
		朝の連絡					
8:50	1						8:50
9:40							9:35
	休み時間						
9:50	2						9:45
10:40							10:30
	休み時間						
10:50	3						10:40
11:40							11:25
	休み時間						
11:50	4						11:35
12:40							12:20
13:00	昼食						12:40
	休み時間						
13:15	(予鈴)						12:55
13:20	5						13:00
14:10							13:45
	休み時間				短学活		
14:20	6				清掃		13:55
15:10							14:40
	短学活						
	清掃						
15:30	下校 部活動	生徒議会・生徒委員会・リーダー会 等					15:00

<私たちの学校>

校名：名古屋市立田光中学校

所在地：名古屋市瑞穂区内浜町5番16号

電話：052(821)8201

創立：昭和22年4月1日

田 光 中 生 徒 会 規 約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は名古屋市立田光中学校生徒会と称する。

第 2 条 本会は会員の自主的精神により生徒会活動を規律化し、会員の生活を向上させ健全にして明朗な校風を樹立することを目的とする。

第 2 章 会 員

第 3 条 本会は本校全生徒をもって構成する。

第 3 章 機 関

第 4 条 本会は次の機関を置く。

イ. 生 徒 議 会

ロ. 学 級 会

ハ. 執 行 部 会

ニ. 委 員 会

ホ. 生 徒 集 会

第 4 章 生徒議会

第 5 条 生徒議会は、議員をもって構成し、本会の最高決議機関である。議員とは、学級の室長（各学級 2 名）と各種委員会委員長をさす。

第 6 条 生徒議会は原則毎月開き、次の場合は臨時に開くことができる。

イ. 委員会の要求があった場合

ロ. 会長が必要と認めた場合

ハ. 半数以上の学級会の要求のあった場合

第 7 条 生徒議会は、議員の互選により選出した正副議長各 1 名を置く。

第 5 章 定足数・議決・会議の公開

第 8 条 本会のすべての機関は所属会員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議は成立しない。

第 9 条 議事はすべて過半数の賛成をもって議決する。

可否同数の場合は議長がこれをきめる。

第 10 条 会議はすべて公開とする。

第6章 役 員

第11条 本会は次の役員を置く。

イ. 会 長 1名

副会長 1名

庶 務 2～4名

上記役員は執行部会を構成し会の企画運営にあたる。

ロ. 委員会の委員長

第12条 会長・副会長・庶務は選挙によって選び、委員会の委員長は委員会委員の互選により決定する。

第13条 イ. 会長は本会を代表し、生徒議会の決定のもとに生徒会活動の中心となる。

ロ. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

ハ. 庶務は会の記録をとり、役員・議員の名簿および議事録を保管する。

第14条 役員選挙の管理は選挙管理委員会が行う。選挙管理委員会は、各学級から選出される選挙管理委員より構成される。

第7章 任 期

第15条 役員および議員の任期はすべて1期間とする。

第16条 役員欠員の場合は適宜補選を行う。

第8章 学級生徒会・各種委員会・週番

第17条 学級会は必要に応じ随時開くことができる。

細則は生徒議会の規約に準じて別に定める。

第18条 各種委員会は本会の執行機関として組織され、決議事項の執行に当たる。また各委員会独自の活動の実施計画をたて実行をはかる。

第19条 委員会には次の各委員会を設け、業務を分担実施する。

イ. 環 境 委 員 会

ロ. 体 育 委 員 会

ハ. 広 報 委 員 会

ニ. 保 健 委 員 会

ホ. 図 書 委 員 会

第20条 委員会は随時開き、主として次のような活動をする。

環境委員

1. 花壇の管理をし、校内の緑化に努める。
2. 校内の環境美化のために工夫する。
3. 掃除道具、学級備品の管理に注意する。

体育委員

1. 体育行事に対して積極的に参加し、協力する。
2. 学級の体育関係のリーダーとし、活動する。

広報委員

1. 校舎内の掲示物に気を配り、整備に努める。
2. 昼放送の充実をはかる。

保健委員

1. 健康で安全な生活ができるように活動する。

図書委員

1. 図書館で静かに読書できるよう注意する。
2. 図書の貸出し返却の仕事をする。
3. 図書室の本の整備をする。
4. 図書館だよりを発行する。

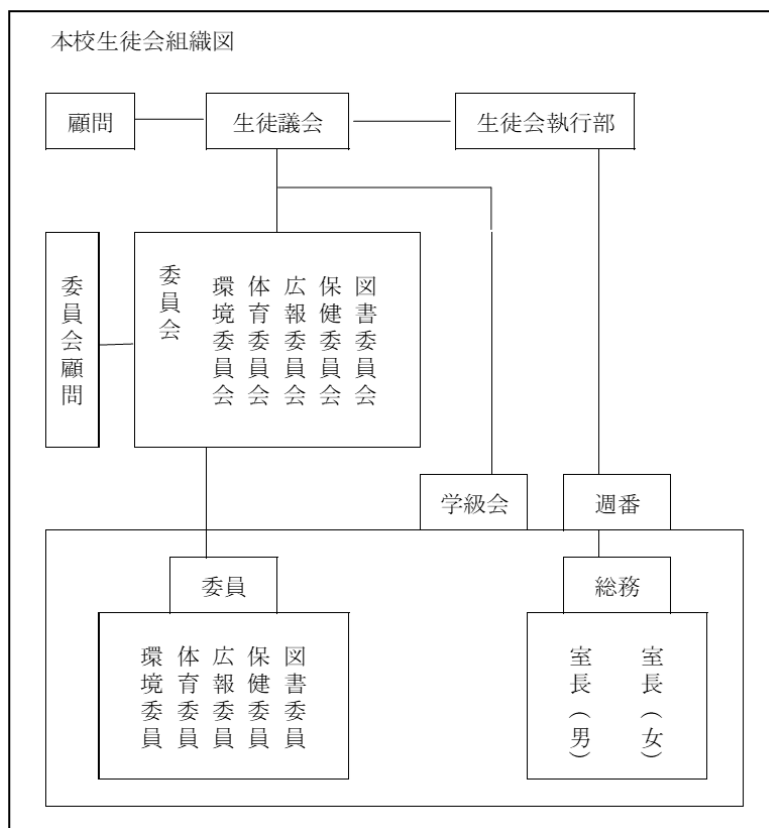
以上の委員を中心に、すばらしい学校をみんなの手で作りあげよう。

第9章 修正・承認

第21条 本会の規約改正または廃止は全校生徒の3分の2以上の賛成を要する。

第10章 補 則

第22条 本規約は令和8年4月1日より実施する。



田光中学生心得

(登校・下校)

- ・登下校のときは、交通規則を守り、定められた通学路を通るようにする。
- ・8:25までに登校し、遅刻をしないようにする。
- ・早退した場合、家に着いたら学校に連絡する。(原則家の人)

(学習)

- ・始業の合図ですぐ教室に入り、学習の態勢を整える。
- ・自習のときは静かに学習し、他の教室の迷惑にならないようにする。

(欠席・遅刻・早退・その他の許可願い)

- ・病気、ケガ等により欠席、遅刻する際は、8:15までに保護者から学校に連絡する。
- ・父母近親の喪に当たったときは、下の規定により忌引きをすることができる。

父 母……………7日

祖父母・兄弟姉妹……………3日

曾祖父母・おじ・おば……………1日

(服装と容姿)

- ・出校するときは、田光中標準服を着用する。
- ・スラックスまたはスカートで選択可。
- ・ブレザージャケットの下には、白色無地のカッターシャツもしくは白色無地のポロシャツを着用する。
- ・華美でない肌着を着用する。(ハイネック不可)
- ・名札は定められた位置に正しくつける。上着を脱ぐ場合は、付け替える。
- ・頭髮は、中学生らしい清潔なものとする。
※整髪料の使用、パーマメント、染毛、脱色などは禁止とする。
- ・靴下の色は、白・黒・グレー・紺色(ワンポイント、ライン可)。ルーズソックスは禁止。
- ・靴は白、黒、紺、グレーを基調とし、運動に適切なもの(靴紐やマジックテープで調整できるものとし、ハイカットや厚底は不可)。
- ・ベルトは、極端に派手なものはさける。(エナメル質、光沢のあるものはさける。)

(防寒具)

- ・防寒着として、登下校時にコートを着用しても良い。
色は、黒・紺・グレーとする。
- ・コートは、教室内のロッカーにきちんとたたんでおくようにする。
- ・防寒具として使用してよいものは、手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳あて、タイツ(白・ベージュ・黒・紺・グレー)とする。手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳あての色については指定しない。

(校内生活)

- ・ 昼食は、全員そろって食べる。
- ・ 指示なくして、他のクラスの教室に入らない。
※用のある時は入り口で呼ぶ。
- ・ 体育館の入室には、必ず定められたシューズをはく。
- ・ 運動場にはスリッパで出ない。
- ・ 正門、東門、駐車場、校舎裏、玄関前などで遊ばない。

(校外生活)

- ・ よくない遊びや、危険な行動をとらない。
- ・ 交通規則を守り、道路上で遊ばない。
- ・ 夜の外出は極力さける。

(清潔・整頓)

- ・ ごみはすすんで拾い、定められた場所に捨てる。
- ・ 校内の清掃はみんなで協力し、校内美化に努める。

(衛生)

- ・ 校内で身体に異常が生じたときは、直ちに先生に申し出て手当てを受ける。
- ・ 健康診断の結果、治療勧告を受けた場合は、すみやかに治療し担任へ報告する。

(公有物品)

- ・ すべての公有物品、とくに学校、学級の備品は大切に扱う。
- ・ 紛失、破損した場合はただちに先生に申し出る。事由によっては弁償する

(所持品)

- ・ 学習用具は、メインバックに入れて登校する。メインバックに入りきらない時は、学校指定補助バックを使用する。
- ・ メインバックは両肩で背負うものとする。
ロッカーに収まる大きさを、中学校生活にふさわしい色（華美でない）・デザインとする。
- ・ 学校生活上必要ないものは持ってこない。（携帯電話、その他貴重品、余分なお金、遊具類を含む。）
- ・ 各自の所持品、衣服、はきものは氏名を明記する。
- ・ 学習用具は原則として毎日持ち帰る。
- ・ 生徒証明書を紛失したときは、再発行を受ける。

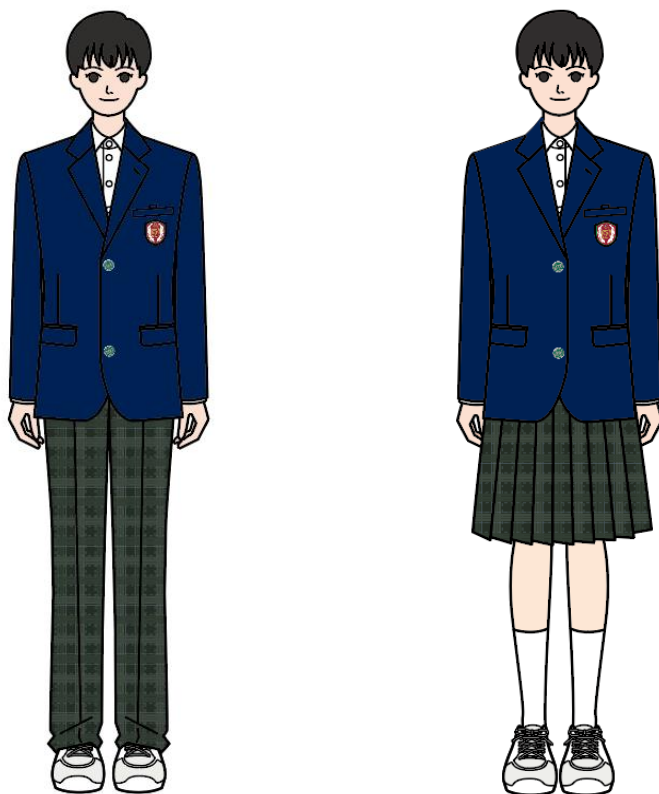
(その他)

- ・ 火災、震災等非常事態が発生したときは、沈着、冷静に先生の指示を受けて行動し、自分勝手な行動をとらない。

田光中学校生徒標準服

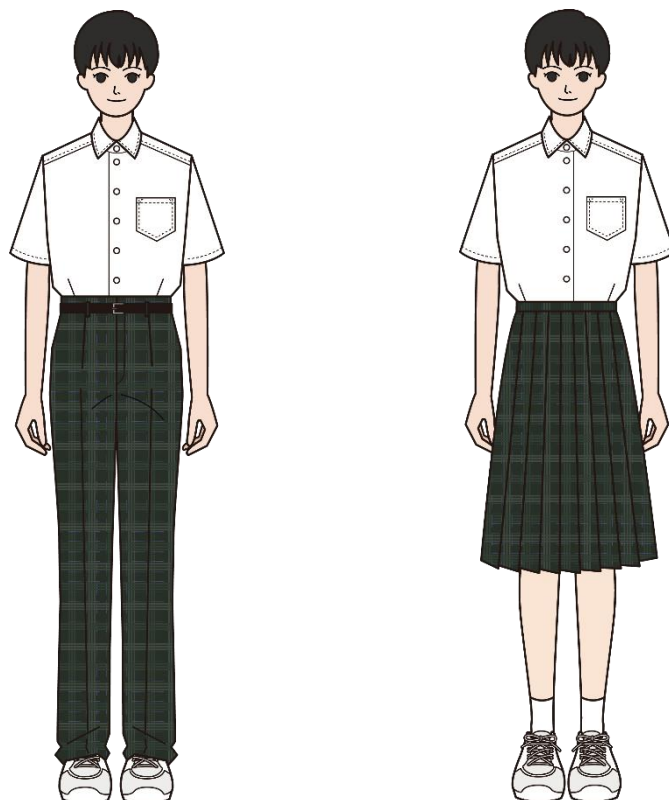
(冬服)

- 上着はブレザージャケットを着用し、前合わせは各自で選択してよい。
 - ネクタイ・リボンはなし。
 - ジャケットの中に着るのは、白色無地のカッターシャツまたは、白色無地のポロシャツとする。
 - 長袖・半袖どちらも可で、気温に応じて選択して良い。
 - スカート丈は膝がかくれる長さとする。
 - スラックスの裾は引きずらないようにし、スラックス着用時は原則ベルトを着用する。
 - 名札はブレザーの胸ポケットにクリップで留める。
- スカートの場合の長さは、立った姿勢で膝がかくれる程度とする。



(夏服)

- ポロシャツの裾は、ポロシャツのみでの着用時は、スラックス・スカートから出してもよい。
- ジャケット着用時に、ポロシャツの裾がジャケットからはみだす場合は、スラックス・スカートの中に入れるようにする。
※音楽祭や写真撮影などのときは中に入れる。
- ブレザーを着用せずカットシャツ&ポロシャツのみの着用を認める。また、衣替えの時期の指定はしない。
- 名札はカットシャツまたはポロシャツの胸ポケットにクリップで留めるか、左胸に安全ピンで留める。



図書館規則

1. 図書館は、原則として昼放課に開館する。司書さんがいる日には放課後も開館する。
開館日は予定表で確認する。
2. 貸し出し不可の図書は館内で読む。
3. 館外閲覧したいときは、借りたい図書をカウンター内の図書委員に提出して、貸し出し手続きをしてもらう。
4. 館外貸出期間は1週間とする。ただし返却日が休館のときは、次の開館日までとする。期日は必ず守る。
5. 図書を返却するときは、借りた図書をカウンター内の図書委員に提出して返却手続きしてから、所定の場所に置く。
6. その他、注意事項は必ず厳守する。

図書館利用の注意

1. 図書館では、静かに読書する。
2. 本は私たちの大切な友であるから大事に扱う。
3. 書棚の前で立読みはやめる。
4. カウンター内には入ってはいけない。
5. その他、図書館で閲覧する場合は、図書委員の指示に従う。

施設・備品

「100年たっても新校舎」の合言葉を守りいつまでも気持ちよく生活できるように心がける。

- 1 施設や備品は個人のものではなく、公共のものである。在校生とこれから入学してくる多くの生徒が使うものなので、大切に扱う。
- 2 机・腰掛けは、1年間借りたものである。
その他の教室の施設・備品も含め、落書きや、傷つけることをせずに、責任をもって使用する。
- 3 ガラスは破損しやすく危険なので、近くで暴れないなど、十分に気をつけて生活する。
- 4 火災報知器・消火器・消火栓には、火災時以外触れない。
- 5 備品を動かしたときは、もとの位置に戻す。また、定められた位置に置かれていないことに気付いたときも戻しておく。

※施設・備品を破損した場合について

- (1) 故意・過失・不可抗力にかかわらず、破損した場合は担任または関係する先生にすぐ申し出る。

- (2) 故意または過失で破損した場合は、責任をもって修繕する。

本校の部活動について

1. 自由参加

2. 活動時間（最大）

	終了時刻	完全下校
4月～9月	18：00	18：15
10月・3月	17：45	18：00
11月・2月	17：30	17：45
12月・1月	17：00	17：15

3. 実施する部活動は年度当初に発表する。

願い届け書

1. 下記の場合は担任に届け出る。なお、指定の用紙があるものは指定の用紙を使用する。
2. 願い・届けを必要とするもの。
- (1) 届け
- 欠席、遅刻、早退、忌引、転居、転学、その他。
- (2) 願い
- イ 旅客運賃割引証（101キロメートル以上のとき）、その他。
- ロ 異装、外出、体育見学、その他。

警報・避難指示等発表時および「南海トラフ地震臨時情報」における対応について

※対象地域：「暴風（雪）警報」＝愛知県、愛知県西部、尾張東部、名古屋市

「避難指示」＝名古屋市、瑞穂区、あるいは田光中の学区

	「暴風（雪）警報」が発表	「避難指示」が発表
在宅中	・午前6時までに警報が解除されないとき午前中の授業は行わない。 ・午前6時から午前11時までに警報が解除されたとき午後1時までに登校し、午後の授業を行う。 ・午前11時を過ぎても警報が解除されないとき当日の授業は行わない。	・「暴風（雪）警報」が発表されたときの対応と同じ。
在校中	・教職員による安全確認後、速やかに下校する。場合によっては学校で待機させる。	・原則として授業を打ち切り、学校で避難・待機させる。 ・学校からは「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」「学校ホームページ」にて避難・待機していることを知らせる。 ・解除されたら教職員による安全確認後、下校させる。
登下校中	・登校中に発表されたときは、原則として登校する。 ・下校中に発表されたときは、そのまま帰宅する。	・「暴風（雪）警報」が発表されたときの対応と同じ。
前日	・教育委員会が前日に休校を決定した場合、平日・土日祝を問わず、前日12時までに教育委員会より「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」と「教育委員会ホームページ」で休校を知らせる。	
その他	・「大雨警報・洪水警報・大雪警報」が発表 ・登校中は、原則として登校し、学校で待機させる。 ・下校中は、原則下校する。在校中は、学校で待機させる。 ・気象や地域の状況に応じて近隣の小中学校と協議し、保護者またはその代理人による引き取りのもと下校させる場合もある。	

	「南海トラフ地震に関連する情報」が発表	被害甚大な地震（震度5強以上）が発生
在宅中	・学校から「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」がない限り、登下校中と同じく原則登校する。	・授業再開の連絡等は、通信機関等の状況を把握した上、学校から適切な方法で連絡する。それまでは「臨時休業日」とする。
在校中	・授業の続行、その後の状況によっては緊急下校する。学校からはその旨を「なごやっ子あんしんメール（きずなネット）」にて知らせる。	・安全が確認されるまで学校で待機する。 ・安全が確認されない場合は、保護者またはその代理人による引き取りのもと下校させる場合もある。
登下校	・原則としてそのまま登校する。 ・下校中に情報が発表されたときはそのまま帰宅する。	・安全な場所に避難する。 ・地震がおさまったら、登校中ならば登校する。下校時は帰宅し、状況に応じて、

		家庭で決めた避難場所等へ移動する。
--	--	-------------------

防災ミニハンドブック

■地震に対する備えをしよう

- 家具類の転倒・落下防止対策をしよう
- 懐中電灯や非常用備品の準備をしよう
《 場所を1箇所に、食料は3日分ほどを準備するとよい》
- 火災発生への防止対策をしよう
《 消火器の準備、防火用水（風呂水のくみ置きなど）の準備》
- 自分の身の回りの防災環境を把握しよう
（防災マップの準備、危険箇所の確認など）

■地震 発生時・直後・その後の行動

- （1）グラッときたら身の安全（地震時）
- （2）火の元確認 初期消火（地震直後）
- （3）あわてた行動 けがのもと（地震直後）
- （4）窓や戸を開け 出口を確保（地震直後）
- （5）落下物 あわてて外に飛び出さない
（地震直後）
- （6）門や塀には近寄らない（地震直後）
- （7）正しい情報 確かな行動（地震後）
- （8）確かめ合おう わが家の安全 隣の安否（地震後）
- （9）協力し合って救出・救護（地震後）
- （10）避難の前に安全確認 電気・ガス（地震後）

■屋内で地震が起きた時

- ◎ 室内→ 出口を確保し、衣類・持ち物などで頭を覆い、落下物から身を守ろう。
- ◎ 廊下→ 壁の近くに身を寄せ、安全に注意する。
- ◎ 階段→ 廊下や広い場所に避難するか、体勢を低くして手すりに捕まり揺れが収まるのを待とう。

■屋外で地震が起きた時

- ◎ 路上にいた場合
持ち物などで頭部を保護。建物から離れ、公園などの広い場所に避難。看板やガラスの破片が降ってくる事もあるので注意。
- ◎ 地下にいた場合

慌てない。出口に人が殺到してパニックになる可能性があるので注意する。

- ◎ 電車・バスなど乗り物に乗車中駅員さんなど係の指示にしたがう。集団でのパニックが一番恐ろしい。

■風水害に対する心構え

- 1 台風の接近や大雨による災害のおそれがある場合の対応
 - ・ 気象情報に注意
 - テレビやラジオ、インターネットなどを通じて、最新の気象情報を入手しましょう。
 - ・ 外出は控える
 - 強風で飛ばされたものでけがをしたりするおそれがあり、なるべく外出は控えるようにしましょう。
 - ・ 家の周りの点検
 - 強風に備え老朽化しているところを補強するとともに、排水溝などのゴミの有無を点検しておきましょう。
 - ・ 早めの避難
 - 浸水やがけ崩れのおそれがある場合などには、早めに避難することが何よりも大切です。
- 2 台風や大雨が去っても注意
 - ・ 台風や大雨が去っても、土砂災害への注意が必要です。
 - ・ 土砂災害が発生する前には、普段はわき水がないところから水が噴き出す、がけの斜面を小石が転がり落ちるなどの前兆現象が起こる場合があります。

災害用伝言ダイヤル「171」について

災害が発生した時などに、被災地域内やその他の地域の方々との「声の伝言板」で、家族などにメッセージを残すサービス。安否の確認などの連絡にご利用いただくサービスがあります。

- 利用方法→「171」をダイヤルし、利用
- ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行なってください。
- ※ 詳しくは、NTT 西日本名古屋支店（局番なしの「116」）まで

＊＊家族で話し合っておこう＊＊

〈避難場所〉いろいろな想定で確認しよう

- 家の近く
- 通学途中の近く
- その他

〈家族の集合場所〉万一来て備えて確認しておこう

関係機関（地域の避難所等）の連絡先

- 田光中学校 821-8201
- 堀田小学校 881-0860
- 穂波小学校 821-8186
- 瑞穂警察署 842-0110
- 瑞穂消防署 852-0119

☆ 中学生として、できることはどんなことがあるのだろうか。自分で考えたり、学級で話し合ったりしてみよう。

- ◎ 家族の一員として
- ◎ 学校の生徒として
- ◎ 地域の一人として

◆ 人と人との絆の大切さ、互いに協力することの必要性が先の震災でも証明されました。一人一人が自分のできることを考えて見ることも必要ですね。

電話相談窓口

(1) 24 時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310（なやみ言おう）

・ 24 時間・365 日

(2) ハートフレンドなごや（教育センター内） 052-683-8222

・ 月～金 9：30～19：00

・ 土 9：30～12：00

※ 子ども教育相談「ハートフレンドなごや」のウェブページからメールでの相談も可能。24 時間受け付けているが、返信は日数を要する場合がある。

(3) なごや子ども応援委員会

瑞穂ブロック 052-851-5127

・ 月～金 10：00～16：00

(4) なごやっ子 SOS 052-761-4152（よいこに）

・ 24 時間・365 日

(5) 児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）

(6) 子どもの人権 110 番（法務局） 0120-007-110

・ 月～金 8：30～17：15

※メールは法務省のホームページから